## 日本の教育制度

日本の教育制度は、小学校6年間、 か学校3年間、高等学校3年間、大学4年間 が基本となっており、いずれも国立・ 公立・私立があります。このうち小学校 と中学校が義務教育です。

外国籍の子どもには、日本国内の小・・
中学校に就学する義務はありませんが、
希望すれば入学できます。また、途中から編入することもできます。高等学校と
大学は、原則として希望者が入学試験を
受けて入学します。学年は4月に始まり、
数年の3月に終わります。

問合せ:各市町村教育委員会

#### 日本的教育制度

日本的教育制度是小学 6 年、初中 3 年、 高中 3 年、大学 4 年。并且从小学到大学 都有国立、公立及私立之分。

其中小学和初中属于义务教育。对于外国籍儿童来说,虽然没有必须接受日本国内小学、初中教育的义务,但可以申请入学。并且可以中途插班。高中及大学原则上申请者要接受入学考试方可入学。每个学年是从4月开始,到次年的3月结束。

咨询处:各个市町村的教育委员会

# こ よういく じどうてあて **子どもの養育 (児童手当)**

字どもを養育している人(病得制限基準額未満の方)は、中学校を卒業するまでの子ども「人につき、子ども手当月1万円(3歳未満と第3子以降の小学生までは15,000円)が受給できます。受給するには、お住まいの市町村への申請が必要です。詳しくは、市町村役場に問い合わせてください。

### 抚养孩子(儿童补贴)

对于抚养孩子的家庭(未达到收入限制基准的),每个孩子每月可得到1万日元的儿童补贴(未满3岁及第3个以上的孩子到小学毕业为15000日元),直到孩子初中毕业为止。领取补贴需要先到居住地的市町村政府申请。详情请咨询市町村政府。

#### ほいくしょ ほいくえん **保育所・保育**原

保護者の仕事や病気などのために昼間がない。 家庭で保育できない就学前の0歳から5 歳までの乳幼児を預かり、保育する児童福祉施設で、公立と私立があります。

保育料は、その子どもの家庭の前年の 所得を基準にして、市町村ごとに決められています。

対象乳幼児や保育時間は保育所・保育園によって異なります。詳しくは、各市町村の保育担当課に問い合わせてください。

### 幼稚園

ないしょうようじ がれい ひょう にゅうえんてつづき 対象 幼児の年齢・費用・入園手続は、ようちえん 幼稚園によって違います。詳細は、公立の機合は市町村教育委員会へ、私立の場合は直接各幼稚園へ問い合わせてください。

### 認定こども関

保護者 NICT 働いている、いないにかかわらず利用可能です。

詳しくは、各市町村の保育担当課に 問い合わせてください。

### 保育所、托儿所

因为抚养人工作或身体等原因在白天不能 得到照顾的0~5岁的婴幼儿可以在公立或 私立儿童福祉设施得到照顾。

托儿费是各个市町村根据家长的前年收入 状况而定。

各个保育所·托儿所的服务时间及可托管婴幼儿均不同。具体事宜请询问各个市町村的保育负责科。

### 幼儿园

为 3 岁到 6 岁的幼儿提供以学校教育为基准的教育设施。所有的市町村都设有公立和私立的幼儿园。每天的标准教育时间为四个小时。

对于幼儿的年龄·费用·入园手续,各个幼儿园有不同的规定。详细事宜,公立设施可以询问市町村的教育委员会,私立设施可以直接询问各个幼儿园。

认定儿童园

不管抚养人是否有工作均可利用。

详情请咨询各个市町村的保育负责科。

### しょうがっこう ちゅうがっこう 小学校・中学校

小学校は満6歳、ヤ学校は満12歳になった字どもが、市町村立小学校・中学校・東京学校・中学校・教務教育学校に入学を希望する場合は、教育委員会で就学の手続きをします。 を支持ないない。 教育委員会で就学の手続きをします。 住民登録を指行っていて、翌年4月から 小学校・義務教育学校へ入学する年齢 になる子どもを持つ保護者に対して、 手続きの案内が送付されます。市町いる 場合は、 手続きの案内が送付されます。市町いる 場合は、 場合は、 大学校の手続きをしまから 小学校・義務教育学校の場合、 になる子どもを持つないます。市町いる 場合は、 大学校の表別が送付されます。市町いる 場合は、 大学社齢はありません。

分からないことがあれば、市町村の教育 委員会に問い合わせてください。

中学校は、小学校を卒業した人が 大学します。中高一貫校や国・県・私立 などの中学校を希望する場合は、入学 は、教験がありますので、直接各学校に問い 合わせてください。

### ひよう費用

三公立の 小市 義務 教育 学校 では、 授業 料や教科書は無料です。その他の 費用 (制版、学用品、給食、修学旅行など) は個人貧道です。経済的な理由で これらの支払いに困るときは、就学費の 接助制度があるので、学校か市町村の 教育委員会に相談してください。

#### 小学・初中

小学的入学年龄为满 6 周岁,初中为满 12 周岁,希望进市町村立小学・中学・义务教育学校的孩子可以在教育委员会办理入学手续。如果办理了住民登记的抚养者,您的孩子第二年的 4 月份如达到小学・义务教育学校入学年龄时,会收到有关办理入学手续的介绍资料。进市町村立小中义务教育学校时,是根据居住地来决定进入哪所学校,没有入学考试。

不明之处请向市町村的教育委员会咨询。 小学毕业后可升入初中。希望进初、高中 连读的学校、或者国立、县立、私立等中 学就读时,需要进行入学考试,请直接向 各学校咨询。

#### 费用

公立的小中义务教育学校不需要交纳学费 及教科书费用。其他的费用(学习用品、 学校供应的饮食、学校组织的旅行等)则 需要个人负担。因为经济原因无法支付这 些费用时,可以借助入学援助制度,请向 学校或市町村的教育委员会咨询。

### しょうちゅうがっこう とちゅうにゅうがく へんにゅうがく 小中学校への途中入学 (編入学)

#### 中小学的中途入学 (插班)

在母国上小学或者中学的儿童学生想在日本的市町村小中义务教育学校插班时,需要先办理住民登记,然后在市町村的教育委员会办理插班手续。国、县、私立学校的话,请直接向学校咨询。

### 「子ども日本語学習サポーター」派遣

(一財)岡山県国際交流協会では、県内 では、県内 では、県内 を支援するために、県内の学校や市町村 教育委員会などからの依頼を受け、 「子ども日本語学習サポーター」を学校 などに派遣しています。費用は無料です。 詳しくは下記へお問い合わせください。

#### といあわ 【問合せ】

(一財) 岡山県国際交流協会

 $\mathrm{TEL}:086\text{-}256\text{-}2914$ 

(月曜~十曜9:00~17:00)

#### "儿童日语学习支援者"的派遣

(一财) 冈山县国际交流协会,为了帮助县内在住的外国儿童、学生学习日语,接到县内学校或市町村教育委员会等的援助请求后,向学校等处派遣"儿童日语学习支援者"。费用免费。详情请咨询以下机构:

### 【咨询】

(一财) 冈山县国际交流协会

TEL: 086-256-2914

(周一~周六: 9:00~17:00)

### 高等学校

高等学校は、学学校卒業後、普通教育 及び専門教育を習得することができる 学校で、次の3課程に別れています。 学校で、次の3課程に別れています。 学年制: 昼間に通学し、修業年限は3年

定時制:働きながら夜間または昼間通学し、修業年限は3年または4年 2章信制:働きながら通信教育で学習 高等学校には、中学を牽業して入学試験に合格した生徒が入学できます。

詳しくは、慎または市の教育課に和談し

てください。私立の場合は直接学校に問

い合わせてください。

#### 高中

高中是初中毕业后,接受普通教育及专门 教育的学校,有下列3种课程:

全日制: 白天上学, 3年制

定时制: 边工作边学习, 可以晚上或是白

天上学, 3年制或4年制

函授制: 边工作边接受函授教育

高中只有初中毕业且通过入学考试的学生 方能入学。详情请咨询县、市教育科,私 立学校请直接咨询学校。

こうとうがっこうそっきょうていどにんていしけん 【高等学校卒業程度認定試験について】 もんぶがくしょうしょうががくしょうすいしんか 文部科学省生涯学習推進課

TEL: 03-5253-4111 (内線2024、2643)

### 大学•短期大学

高中毕业后可就读大学或短期大学。升学 需要参加入学考试。即使不是从日本的高 中毕业,如果能通过高中毕业程度的认定 考试,被认为具有同等学力,可以参加大 学的入学考试。

【关于高中毕业程度认定考试】

文部科学省生涯学习推进课

TEL: 03-5253-4111 (分机2024、2643)

### しょうがくきん 要学金

経済的に理由で、修学が難しい場合、 学費などの給行や貸与を行う制度です。 散府、地方自治体、民間・公益団体の奨学 金などがあります。また、多くの大学では、独自の奨学令制度を設けています。

にようほう を 留学生 に 役立つ 情報 や 留学生 に 役立つ 情報:

とくりつぎょうせいほうじん にほんがくせいしえんきこう 独立行政法人 日本学生支援機構

http://www.jasso.go.jp/

### 奖学金

因经济原因难以完成学业时,可借助学费 补贴或贷款制度。政府、地方组织、民间· 公益团体等有各种奖学金。另外,很多大 学都设有自己的奖学金制度。

奖学金信息及有益于留学生的信息: 独立行政法人 日本学生支援机构

